

情報セキュリティ基本方針

学校法人 順正学園

(情報セキュリティ基本方針)

第1条 学校法人 順正学園（以下「本学園」という。）における情報システムの利用及び運用について、基本となる考え方を内外に示すため、『情報セキュリティ基本方針』（以下「基本方針」という。）を定める。

(情報システムの目的)

第2条 本学園における情報システムは、本学園建学の理念である「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」ことの実現のための、本学園のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第3条 前条の目的を達するため、本学園情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める基本規程及び運用規程等により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、本学園全体に供用される。

(利用者の義務)

第4条 本学園情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、基本規程に沿って利用し、別に定める運用規程及び利用規則を遵守しなければならない。

(罰則)

第5条 基本方針に基づく規程・規則及び関連する法令等に違反した場合の対応及び罰則は、必要に応じてそれぞれの規程に定めることとし、違反した者に対しては適切な研修・指導及び処分を行い、再発防止に努める。

附則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。